

議案第 8 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を制定するについて

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を、次のとおり廃止するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年宇治市条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（提案理由）

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、現時点で条例を適用することがないため、条例を廃止するものであります。